

令和8年 富士見町 訓令

第 4 号

富士見町身体・精神・知的障害者台帳整備要領の一部を改正する要領をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町訓令第4号

富士見町身体・精神・知的障害者台帳整備要領の一部を改正する要領

富士見町身体・精神・知的障害者台帳整備要領(平成30年富士見町訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「(様式第1号)」を削り、同項第2号中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同項第3号中「(様式第3号)」を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(様式)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和 3 年法律第 40 号)に基づき国が定める様式とする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を削る。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。